

別添3

写

23林政経第181号
平成23年8月12日

福島県を除く各都道府県林産担当部長 殿

林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について

きのこ生産資材用のおが粉及びきのこ原木（ほど木を含む。以下同じ。）（以下「きのこ生産資材用のおが粉等」という。）に与える放射性物質の影響に関する科学的知見については、現在、国において調査を実施しているところであります。この結果を踏まえ、食品としてのきのこの安全の確保に向けて必要な措置をとることとしておりますが、消費者の安全な食品の供給に対する要請に対しても、きのこ生産資材用のおが粉等はもとより、調理の加熱に使われる薪及び木炭も含めて早期から適切に対応していく必要があります。

このため、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見が得られ、また、調理加熱用の薪及び木炭の放射性物質の加熱された食品への付着の程度等に係る知見が得られ、これらを踏まえた取扱いを追ってお示しするまでの当面の間、別添1「特用林産物の安全確保のための対応」に基づき対応することにより、安全なきのこの供給を図るとともに、きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の信頼確保及び安定的供給を図ることとしたところであり、今般、別添2のとおり福島県農林水産部長宛てに依頼したところであります。

つきましては、貴都道府県におかれでは、別添1「特用林産物の安全確保のための対応」の趣旨を御理解いただくとともに、別添2の記の5に基づく依頼があった場合には、譲渡先の事業者・実需者等の協力を得て、きのこの検査による安全の確認等に応じていただけるようお願いします。

なお、福島県における食品の検査による安全性の確認等の状況を踏まえ、必要に応じ、別添2の記の1の調査等に係る対象都道府県の拡大を検討することとしていることを申し添えます。

※ 別添2として、福島県農林水産部長宛て施行文書写しを添付。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班、特用林産指導班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤルイン 03-3502-8059

特用林産物の安全確保のための対応

- きのこ(食品)については、既に食品モニタリングにより安全の確保が図られているところ。
- 非食品であるきのこ生産資材用のおが粉・原木及び調理加熱用の薪・木炭について、消費者の食の安全確保に対する要請に応えるとともに、信頼確保と安定供給を実現するシステムを構築。

〈対象品目〉～以下に該当するものを対象とする

きのこ用おが粉・原木（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていたもの等）
薪・木炭（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていた原木から生産したもの等）

〈具体的な仕組み〉

ステップ1

(福島県で先行して実施)

実態調査

きのこ用おが粉・原木及び薪・木炭の保管の状況、流通先、供給量、供給時期等

譲渡・利用の自粛

追跡調査が必要なものについて、
譲渡・利用の自粛を要請

追跡調査

流通先都道府県に情報提供し、
モニタリングの協力を要請

モニタリング

〈きのこ用おが粉・原木〉

発生したきのこの検査
→規制値以下の場合

〈薪・木炭〉

表面線量の測定
→安全が確認できる場合

自粛解除

ステップ2

(ステップ1のモニタリングの状況を見つつ必要に応じて、福島県以外にも範囲を拡大して実施)

安全に関する知見に基づく基準の作成(23年度第1次補正等により作業中(10月に前倒し))

基準に適合するものが流通